

# 地域包括ケアの推進について

【担当省庁】厚生労働省

## 〔介護・福祉職の人材確保〕

介護・福祉人材の確保・定着を図るためには、引き続き全産業平均との給与差（年間約 118 万円）の解消を図るとともに、介護・福祉事業所において、職員の能力・資格・経験等に応じた適切な処遇改善が重要であり、他業種との賃金格差の解消に向けて、介護職員の給与を大幅に引き上げることができるよう、介護報酬とは別に措置を講じるとともに、処遇改善加算等に伴う介護保険料や利用料の上昇及び地方負担の増加の解消のため、更なる改善措置を講じていただきたい。

また、法人・事業者の負担を軽減するため、処遇改善に係る3つの加算の統合など、事務手続きの簡素化と、全ての加算において幅広い職種について処遇改善の対象とすることができるよう実情に応じた運用の弾力化を進めていただきたい。

## 〔介護サービスの維持〕

介護サービス事業所等では、新型コロナウイルス感染症の影響でサービスの利用控えや一時休業に加え、感染防止対策に要するかかり増し経費等による経営圧迫が長期化していることから、介護サービスの提供体制を確保・維持するため、地方自治体の財政負担が生じることのないよう、国の責任において、感染防止対策に要する経費等の支援や経営安定のための更なる財政支援を行っていただきたい。

## 〔医療と福祉を支える総合リハビリテーション支援拠点の整備〕

京都府では、高齢者や障害者等が地域で安心して生活できるよう、急性期から回復期、生活期まで切れ目のない支援を行う、病院併設の総合的なリハビリテーション支援拠点の整備を検討しており、先進的なリハビリ等の普及促進、専門職の育成等の取組に対する財政支援をお願いしたい。

## 〔重度障害者に対する福祉医療費助成制度の創設〕

重度障害者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において、ナショナルミニマムとして身体・知的・精神の重度障害者に対する医療費助成制度を創設していただきたい。

また、重度障害者に対して地方単独の医療費助成を行った市町村に対する国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置については、市町村の財政基盤の安定化を図るため、早急に全廃していただきたい。

京 都 府 の 担 当 課	健康福祉部 健康福祉総務課(075-414-4548) 高齢者支援課(075-414-4571) リハビリテーション支援センター(075-251-5387) 地域福祉推進課(075-414-4561) 障害者支援課(075-414-4596) 医療保険政策課(075-414-4576)
------------------	--

**【現状・課題等】**

- 国は、キャリアパスに関する仕組みを導入した介護・福祉事業者へ、介護・福祉報酬の加算を行う介護・福祉職員処遇改善加算制度を平成24年度に創設。以後、2度にわたりキャリアパスの取組を深化させた事業者への上乗せ加算を行う区分を創設
- 新しい経済政策パッケージに基づく介護・福祉職員の処遇改善では、勤続年数10年以上の介護福祉士について月額8万円相当(年96万円相当)を算定根拠とした処遇改善を想定するが、職員の平均賃金の上がり幅は月額6千円相当(年7万円相当)であり、全業種平均の給与差の解消には至っていない。
- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9千円)引き上げるための措置を令和4年2月から実施。2月～9月は補助金により支給。10月以降は、介護報酬を改定し、介護職員等ベースアップ支援加算を創設。
- 通所介護等の報酬については、感染症等の影響により前年度よりも利用者数が減少した場合に、基本報酬の3%加算を行っているが、新型コロナウイルスの影響の長期化により、2前年比を基準とすると、影響を適切に反映できないことが考えられる。
- 重度障害者に対する医療費助成の制度は、全国的に実施されているが、対象や受給者負担金、所得制限等の内容は、地域間格差が生じている。医療は、国民の生命、健康を保障するものであり、国が社会保障政策全体の中に位置付け、ナショナルミニマムとして統一的に制度化されるべきである。また、国は、地方自治体の医療費助成に対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきとして、国民健康保険療養給付費負担金の減額調整措置を課しており、市町村による障害者等の支援する取組を阻害している。

**【国の事業等】**

■概算要求〔厚生労働省〕

▶ 介護職員の処遇改善の促進 2.7億円

■全産業と介護・福祉職員の年間給与差 (単位：万円)

	令和4年	令和3年	前年度増減
全体	462.6	456.4	6.2
介護・福祉職員(全体との差)	344.5(▲118.1)	335.1(▲121.3)	9.4(▲3.2)

※給与差の解消に必要な増額幅＝約118万円

※出典：令和3年度、令和4年度「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)

■京都府内の介護・福祉職員の求人倍率

介護関連	全産業平均
3.23倍	1.06倍

※府内雇用失業情勢 令和5年6月分  
(京都労働局)

■府内市町村における地方単独の医療費助成制度に対する  
国民健康保険の国庫支出金減額調整措置の影響額(令和3年度)

区 分	減額調整措置の影響額(億円)
障害児(者)の医療費助成	5.4